

令和 5 年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

1 市民意見を聴く手続の実施状況 【資料 4-2】のとおり

	令和 5 年度に策定等作業をした計画・条例	所管課	頁
1	第 4 次三田市一般廃棄物処理基本計画中間見直し	クリーンセンター	11
2	さんだ生物多様性保全計画	里山保全課	13
3	三田市こども計画（第 3 期子ども・子育て支援事業計画）	子ども政策課	15
4	第 6 次三田市障害者福祉基本計画・第 7 期三田市障害福祉計画・第 3 期三田市障害児福祉計画	障害福祉課	17
5	第 9 期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	介護保険課	19
6	第 3 次三田市健康増進計画・第 2 次三田市自殺対策計画	健康増進課・地域福祉課	21
7	三田市空家等に係る適切な措置に関する条例	都市政策課	23
8	三田市マンション管理適正化推進計画	都市政策課	24
9	三田市都市計画法施行条例	都市政策課	25
10	三田市地域公共交通計画	交通政策課	26
11	第 2 次三田市水道ビジョン	上水道課	27

2 市政参加市民名簿の登録状況と活用実績

条例第 22 条で、市長は、市民意見を聴く手続への参加を依頼することができる市民名簿（無作為抽出）を調製できる旨規定しています。

令和 5 年度は、令和 5 年度三田市市民意識調査にて対象者（18 歳以上無作為抽出、3,000 人）に対して、本来の調査票及び返信用封筒のほかに、名簿登録の勧誘チラシ、申込書、返信用封筒（名簿登録用）を付けて送付しました（7 月発送）。

<名簿登録状況>

	発送数	登録者数				名簿登載期間 (条例上 2 年以内)
		総数	男	女	備考	
R4 年度	3,000	290	172	118	R5 年 3 月末時点	R6 年 7 月末まで
R5 年度	3,000	305	190	115	R6 年 5 月末時点	R7 年 8 月末まで
計		595	362	233		

<名簿の活用状況> 【資料 4-3】のとおり

3 まちづくり提案の提出状況 提出されませんでした。

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第4次三田市一般廃棄物処理基本計画中間見直し	所管課	クリーンセンター		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画	区分	改正	議決要否	不要
作業期間	令和4年度～令和5年度	確定時期	令和5年度策定	計画期間等	令和5年度～令和9年度（5年）
計画等の概要	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定し、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となり、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるもの。				
策定作業の流れ	P-3 → P-2 → P-1 → P 策定・制 定 附属機関 意向調査 パブコメ ※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。				
	①令和4年8月～令和5年6月 一般廃棄物処理基本計画策定委員会の開催（全5回） ②令和4年9月 三田市ごみの減量に関する市民アンケート調査の実施 ③令和5年4月～5月 計画案に対するパブリックコメント ④令和5年7月21日 第4次三田市一般廃棄物処理基本計画策定				
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続 （予定を含む）	附属機関	パブコメ	意向調査

■計画等の策定に活用した手法

意向調査	調査対象	市内在住の18歳以上の市民			調査方法	郵送調査(インターネット回答併用)
	対象者数	2,000人	回答数(回答率)	838人 (41.9%)	調査期間	令和4年9月16日 ～ 令和4年10月7日
	設問概要	①回答者の属性について ②ごみの減量に対する意識や行動について ③ごみの分別・収集について ④ごみ処理に関して行政や事業者に見込むこと				
	結果概要	調査結果は報告書を取りまとめ、一般廃棄物処理基本計画策定委員会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。				

附 属 機 関	名称	三田市一般廃棄物処理基本計画策定委員会								
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由	
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性		女性割合
			10	3	0	3	30.0%	1		2
審議の経過	①令和4年8月18日 諮問、市民アンケートの検討 ③令和4年8月18日～令和5年6月20日 策定委員会を5回開催 ④令和5年6月20日 答申									

パブリックコメント	パブコメの対象	第4次三田市一般廃棄物処理基本計画中間見直し素案		
	実施期間(日数)	令和5年4月15日 ～ 令和5年5月15日 (31日間)	意見の件数(人数)	11件(4人)
	意見の概要	計画素案を修正するもの…3件 計画素案を修正しないが参考とするもの…8件		
	結果の活用	寄せられた意見に対する市の考え方を整理し計画案に反映させる。		

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	さんだ生物多様性保全計画			所管課	里山保全課		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画			区分	新規	議決要否	不要
作業期間	令和4年度 ～ 令和5年度	確定時期	令和6年1月策定	計画期間等	令和5年度 ～ 令和12年度（8年）		
計画等の概要	国や県の関連する法や計画との整合を図るとともに、第5次三田市総合計画の生物多様性保全分野に関する具体的な施策を体系化したもの。						
策定作業の流れ	P-2 → P-1 → P 策定・制定 意向調査 附属機関 パブコメ						
	※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。						
	① 令和4年12月 三田市の生物多様性に関するアンケート調査の実施 ② 令和4年7月～令和5年8月 環境審議会部会の開催(全5回) ③ 令和5年11月 計画案に対するパブリックコメント ④ 令和6年 1月 さんだ生物多様性保全計画策定						
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続 (予定を含む)	意向調査	附属機関	パブコメ		

■計画等の策定に活用した手法

意向調査	調査対象	市内在住の18歳以上の市民			調査方法	郵送調査(インターネット回答併用)
	対象者数	1, 495人	回答数(回答率)	583人 (39. 0%)	調査期間	令和4年12月14日 ～ 令和5年1月20日
	設問概要	①回答者の属性について ②生物多様性への関心・理解について ③生物多様性の関心が高まる取組みについて				
	結果概要	調査結果を取りまとめ、環境審議会部会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。				

環境審議会部会	名称	三田市環境審議会部会（生物多様性さんだ里山戦略(仮称)策定検討部会）							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由 初めて計画を策定するにあたり、環境における特定分野の専門性が必要と判断し、環境審議会の部会として、学識者及び専門委員に委嘱した。
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	
	8	1	0	1	12.5%	1	0	0.0%	
審議の経過	①令和4年7月25日 諮問 ②令和4年7月25日 聴取会を開催し、基本構想等について意見を聴取。（部会成立要件の参加委員数に満たなかったため、意見聴取会とした） ③令和4年9月～令和5年1月に部会を2回開催し、基本構想等について審議。 ④令和5年4月～8月に部会を3回開催し、計画等について審議。 ⑤令和5年8月 審議終了。								

パブリックコメント	パブコメの対象	さんだ生物多様性保全計画の原案		
	実施期間(日数)	令和5年11月6日～令和5年12月5日（30日）	意見の件数(人数)	32件(8人)
	意見の概要	計画素案を修正するもの…8件 計画素案を修正しないが参考とするもの…24件		
	結果の活用	意見をもとに計画素案のうち、「基本理念・目標」及び「生物多様性の現状と課題」について修正・追記した。また、寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。		

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）			所管課	子ども政策課		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画			区分	新規	議決要否	必要
作業期間	令和5年度 ～ 令和6年度	確定時期	令和7年3月	計画期間等	令和7年度 ～ 令和11年度（5年）		
計画等の概要	子ども・子育て支援事業計画は、必要な子育てサービスの量の見込と提供体制の確保を定める子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画であるが、次期計画は現2期計画の位置づけに加え、子ども施策をさらに総合的に推進することを目的に、こども基本法第9条に基づき国が策定を進める「こども大綱」を勘案した「三田市こども計画」とし、少子化対策施策を加え、現計画と一体のものとして策定する。						
策定作業の流れ	→ P-3 → P-2 → P-1 → P 策定・制定 意向調査 ワーク ショップ その他（オンライン意見箱） 附属機関 パブコメ 議決						
	①令和5年11月 ②令和6年1月～3月		諮問 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査、子ども・若者の意識に関する調査 支援関係機関・団体調査 (以下、予定) ③令和6年5月 ④令和6年6月～10月 ⑤令和6年11月 ⑥令和6年12月～令和7年1月 ⑦令和7年2月 ⑧令和7年3月末				
市民意見を聴く手続数		1つ以上	採用する手続 (予定を含む)	附属機関	意向調査	ワークショップ パブコメ	

■計画等の策定に活用した手法

意向調査	調査対象	未就学保護者、小学生保護者、中学2年生・高校2年生、若者（18歳～39歳）				調査方法	郵送調査（インターネット回答併用）
	対象者数	①1500人 ②1000人 ③1000人 ④1067人	回答数(回答率)	①895人 ②564人 ③295人 ④1041人	①59.7% ②56.4% ③29.5% ④97.6%	調査期間	令和6年1月29日　～　令和6年2月14日
	設問概要	◆子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（①未就学保護者、②小学生保護者） 保育ニーズを算出するための項目、サービスの利用状況など ◆子ども・若者の意識に関する調査（③中学2年生・高校2年生、④若者（18歳～39歳）） 思い（自己肯定感、幸福度等）、悩み、居場所(家庭、学校など)、体験活動、結婚観、子育て観、子ども・若者の意見表明など ◆支援関係機関・団体調査調査（43団体等）					
	結果概要	調査結果をとりまとめ、三田市子ども審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料とする予定。					

・ワークショップ 意見交換会等	名称	こどもまんなかワークショップ			対象者	①大人の部（子ども・子育てに関心がある18歳以上）、②子どもの部（中学生・高校生）	
	実施期間(回数)	2024年5月19日				参加者数	①10名　②11名
	実施概要	計画の策定にあたって、意向調査に加え、幅広いご意見をいただく機会のひとつとして開催。 ①大人の部　②子どもの部					
	結果の活用	開催結果をとりまとめ、三田市子ども審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料とする。					

オンライン意見箱	名称	オンライン意見箱			対象者	三田市内に在住・在勤・在学されている方	
	実施期間(回数)	2024年5月1日　～	2024年5月25日			参加者数	51人
	実施概要	計画の策定にあたって、意向調査に加え、あらゆる世代の方からご意見をいただく機会のひとつとして開設。					
	結果の活用	実施結果をとりまとめ、三田市子ども審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料とする。					

附 属 機 関	名 称	三田市子ども審議会							
	委 員 数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	
	審議の経過	18	6		6	33.3%	3	3	
		・ 令和5年11月30日 計画策定について諮問 ・ 令和6年6月～令和7年1月 子ども審議会の開催予定（5回予定） ・ 令和6年11月 答申予定							

パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト	パブコメの対象	三田市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）案(予定)					
	実施期間(日数)	令和6年12月	～	令和7年1月	(日間)	意見の件数(人数)	未定
	意見の概要	未定					
	結果の活用	未定					

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第6次三田市障害者福祉基本計画・第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画			所管課	障害福祉課		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画			区分	改正	議決要否	必要
作業期間	令和4年度 ～ 令和5年度	確定時期	令和6年3月策定	計画期間等	令和6年度 ～ 令和11年度（6年）		
計画等の概要	●第6次障害者福祉基本計画：障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、障害福祉の方向性や目標、取り組みを示し、他計画や方針等を踏まえ整合を図るもの（令和6年度～11年度：要議決） ●第7期障害福祉計画：障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定めるもの（令和6年度～8年度） ●第3期障害児福祉計画：児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する事項を定めるもの（令和6年度～8年度）						
策定作業の流れ	→ P-3 → P-2 → P-1 → P 策定・制定 意向調査 附属機関 パブコメ 議決 ※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。						
	①令和5年2月～3月 市民アンケート・障害福祉事業所アンケート・一般事業者アンケートの実施 ②令和5年5月 障害福祉団体ヒアリングの実施 ③令和4年12月～令和5年11月 障害福祉審議会の開催（全6回） ④令和5年11月 答申 ⑤令和5年11月～12月 第6次三田市障害者福祉基本計画素案等に対するパブリックコメントの実施 ⑥令和6年2月 第6次三田市障害者福祉基本計画案等を議会提案 ⑦令和6年3月末 第6次三田市障害者福祉基本計画等の策定						
市民意見を聴く手続数	1つ以上	採用する手続（予定を含む）	意向調査 パブコメ				

■計画等の策定に活用した手法

市民アンケート	調査対象	障害者手帳所持18歳以上・障害者手帳所持18歳未満・障害者手帳非所持18歳以上の市民			調査方法	郵送調査(インターネット回答併用)
	対象者数	計3,124人	回答数(回答率)	1,743人 (55.8%)	調査期間	令和5年2月20日 ～ 令和5年3月17日
	設問概要	①本人や家族、支援者の状況について、②日中活動や社会参加について、③就労について、④療育・教育について ⑤保健・医療について、⑥相談・緊急時の対応について、⑦地域との関りについて、⑧権利・差別について、⑨福祉制度・サービスについて、⑩将来の暮らしについて、⑪障害のある人との関わりについて、⑫新型コロナについて				
	結果概要	調査結果を取りまとめ、三田市障害福祉審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。				

障 害 福 祉 事 業 所 ア ン ケ ー ト	調査対象	市内に所在する障害福祉事業所			調査方法	郵送調査(インターネット回答併用)
	対象者数	74事業所	回答数(回答率)	4 5 事業所 (60.8%)	調査期間	令和5年3月9日 ～ 令和5年3月24日
	設問概要	①事業所の状況について ②サービスの方向性について ③感染症等対策について				
	結果概要	調査結果を取りまとめ、三田市障害福祉審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。				

アンケート 一般事業者	調査対象	市内に所在する一般事業者			調査方法	郵送調査(インターネット回答併用)
	対象者数	230事業者	回答数(回答率)	61事業所 (26.5%)	調査期間	令和5年3月29日 ～ 令和5年4月14日
	設問概要	①事業所の状況について ②障害のある人への対応について ③障害のある人の雇用について				
	結果概要	調査結果を取りまとめ、三田市障害福祉審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。				

・ワークショップ 意見交換会等	名称	障害福祉団体ヒアリング		対象者	三田市内の障害福祉団体	
	実施期間(回数)	R5. 5. 26 ～			参加者数	4団体 11人
	実施概要	市内の障害者団体にヒアリングシートを配布し、記入していただいた上で、グループヒアリングを実施。				
	結果の活用	調査結果を取りまとめ、三田市障害福祉審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。				

附属機関	名称	三田市障害福祉審議会							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	女性割合
		13	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
審議の経過	①令和4年12月14日 諮問 ②令和4年12月～令和5年11月に審議会を全6回開催し、基本計画等について審議 ③令和5年11月8日 答申								

パブリックコメント	パブコメの対象	第6次三田市障害者福祉基本計画素案・第7期三田市障害福祉計画素案・第3期三田市障害児福祉計画素案					
	実施期間(日数)	令和5年11月24日	～	令和5年12月25日	(32日間)	意見の件数(人数)	6件(4人)
	意見の概要	計画案を修正するもの…0件 計画案を修正しないもの…6件 〔障害者福祉基本計画の施策推進上の参考とするもの…4件 障害福祉計画・障害児福祉計画の施策推進上の参考とするもの…1件 その他意見として障害者支援の参考とするもの…1件〕					
	結果の活用	寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市のホームページで公表するとともに、提案については、計画推進の参考とすることとした。					

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		所管課	介護保険課		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画		区分	新規	議決要否	必要
作業期間	令和4年度	～ 令和5年度	確定時期	令和6年3月議決	計画期間等	令和6年度 ～ 令和8年度（3年）
計画等の概要	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、今後3年間の高齢者の総合的な保健・福祉・介護の施策の指針並びに目標等を定めるものである。					
策定作業の流れ	→ P-3 → P-2 → P-1 → P 策定・制定					
	意向調査 附属機関 パブコメ 議決					
	※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。 計画の見直しに当たっては、国や県の動向とこれまでの取り組みの振り返りなどを踏まえることとする。 ①令和5年2月 介護予防・日常生活圏ニーズ調査の実施 ②令和5年4月 在宅介護実態調査の実施 ③令和5年5月 事業所調査・ケアマネジャー調査の実施 ④令和5年6月～11月 高齢者・介護審議会の開催(全5回) ⑤令和5年11月 答申 ⑥令和5年12月～6年1月 計画案に対するパブリックコメントの実施 ⑦令和6年2月議案上程 ⑧令和6年3月末 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定					
市民意見を聴く手続数		1つ以上	採用する手続 (予定を含む)	意向調査	パブコメ	

■計画等の策定に活用した手法

意向調査	調査対象	65歳以上の市民				調査方法	郵送調査		
	対象者数	3,300人	回答数(回答率)	2,310人	(70.0%)	調査期間	令和5年2月2日	～	令和5年2月24日
	設問概要	①ご家族や生活状況について②からだを動かすことについて③食えることについて④毎日の生活について⑤地域での活動について⑥たすけあいについて⑦健康について⑧認知症にかかる相談窓口の把握について等。また、当該調査の他に令和5年度に「在宅介護実態調査」（在宅介護中の1200人対象）や「事業所調査」（142事業所対象）「ケアマネジャー調査」（103人対象）も実施した。							
	結果概要	調査結果は、単純集計のほか日常生活圏域別・年代別その他のクロス集計により分析を行い、調査結果報告書を取りまとめた。調査結果報告書は高齢者・介護審議会に審議会資料として提出するなど高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料として活用し、計画書に結果概要を掲載した。							

三田市高齢者・介護審議会	名称	三田市高齢者・介護審議会							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由 調査審議事項に専門性を必要とする内容も含まれており、有識者・市民団体・NPOを含む関係団体からの意見を中心に聴く必要があったため。
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	
		12	0	0	0	0.0%	0	0	
審議の経過	①令和5年6月30日 計画策定について諮問 ②令和5年6月～令和5年11月の間に審議会を5回開催 ③令和5年11月答申								

パブリックコメント	パブコメの対象	第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の原案		
	実施期間(日数)	令和5年12月18日 ～ 令和6年1月17日 (31日間)	意見の件数(人数)	6件(3人)
	意見の概要	・計画案を修正するもの…0件 ・提案として計画推進の参考とするもの…6件		
	結果の活用	意見を反映し、分かりやすく理解しやすい表現や配慮に努めることは大変重要なことであると考え、概要版の作成にあたっては、計画の要点や全体像が理解しやすくなるように努めた。		

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第3次三田市健康増進計画・第2次三田市自殺対策計画			所管課	健康増進課・地域福祉課		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画			区分	新規	議決要否	不要
作業期間	令和4年度 ～ 令和5年度	確定時期	令和5年度策定	計画期間等	令和6年度 ～ 令和14年度（9年）		
計画等の概要	健康増進法第7条規定の基本方針により示される「健康日本21（第3次）」の地方計画および健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画に位置付けられ、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」を包含する計画。						
策定作業の流れ	→ P-1 → P 策定・制定 意向調査 パブコメ 附属機関						
	※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。						
	①令和4年12月 健康に関する市民アンケート調査の実施 ②令和5年3月 健康に関する高校生アンケート調査の実施 ③令和5年3月～4月 健康に関する関係団体ヒアリング調査の実施 ④令和4年10月～令和5年11月 健康審議会の開催（全6回） ⑤令和5年11月 答申 ⑥令和5年12月～令和6年1月 計画案に対するパブリックコメント ⑦令和6年3月末 第3次三田市健康増進計画・第2次三田市自殺対策計画策定						
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続（予定を含む）	意向調査 パブコメ				

■計画等の策定に活用した手法

意向調査	調査対象	市内在住の18歳以上の市民/市内高校に通う2年生（協力が得られた高校のみ）			調査方法	郵送・WEB/ 高校での回収・WEB
	対象者数	2000人/760人	回答数(回答率)	953人/343人 (47.7%/45.1%)	調査期間	令和4年12月 / 令和5年3月
	設問概要	【市民アンケート調査】 ①現在の健康状態について ②運動習慣について ③たばこについて ④飲酒について ⑤歯や口の健康について ⑥休養・こころの健康・自殺予防について ⑦健康診査などについて ⑧新型コロナウイルスの影響、地域とのかかわりについて 設問数：合計39問（属性除く） 【高校生アンケート調査】 ①現在の健康状態について ②運動習慣について ③歯の健康について ④お酒（アルコール）やたばこについて ⑤休養・こころの健康について ⑥新型コロナウイルス感染症による変化について 設問数：合計23問（属性除く）				
	結果概要	調査結果を取りまとめ、三田市健康審議会に資料として提出するなど、計画策定の基礎資料として活用した。				

三田市健康審議会	名称	三田市健康審議会							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由 健康づくりの分野は多岐にわたり各専門分野から施策について審議を行うため、学識経験者や関係団体を中心に委嘱している（学識経験者6名、団体関係者5名）
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	女性割合
		11	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	審議の経過	- 令和4年10月31日 計画策定について諮問 - 令和4年10月～令和5年11月 健康審議会を6回開催 - 令和5年11月29日 答申							

パブリックコメント	パブコメの対象	第3次三田市健康増進計画・第2次三田市自殺対策計画案				
	実施期間(日数)	R5. 12. 27	～	R6. 1. 25	(30日間)	意見の件数(人数)
	意見の概要	- 計画案を修正するもの…3件 - 計画案を修正しないが、計画推進の参考とするもの…8件				
	結果の活用	寄せられた意見と意見に対する市の考え方を整理し、計画に反映した。				

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市空家等に係る適切な措置に関する条例			所管課	都市政策課		
種別	義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例			区分	新規	議決要否	必要
作業期間	令和5年度 ～	確定時期	令和6年3月策定	計画期間等	～ (年)		
計画等の概要	空家等が危険な状態となることで第三者に被害が及ぶことや、その者の財産の価値が失われることを未然に防止するため、空家等の安全管理に関する事項として、危険周知、緊急危険回避措置及び軽微な措置について定め、誰もが安全、安心して暮らせるまちづくりの推進を図ることを目的とし、空家等対策の推進に関する特別措置法を補完するもの						
策定作業の流れ	→ P-3 → P-2 → P-1 → P 策定・制定 附属機関 パブコメ 附属機関 議決						
	※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。						
	①令和5年9月22日 三田市空家等対策協議会 ①令和5年12月1日～令和6年1月4日 パブリックコメント ②令和6年1月30日 三田市空家等対策協議会 ③令和6年3月29日 議決 ④令和5年4月1日 施行						
市民意見を聴く手続数	1つ以上	採用する手続(予定を含む)	附属機関	パブコメ			

■計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	三田市空家等対策協議会							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由 条例制定にあたり、特定分野(建物等)の専門性が必要と判断し、学識者及び専門委員に委嘱した。
		名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	女性割合	
		10	2		2	20.0%	1	1	50.0%
	審議の経過	①令和5年9月22日 令和5年度 第1回三田市空家等対策協議会 ②令和6年1月30日 令和5年度 第2回三田市空家等対策協議会 ③令和6年1月30日 答申							

パブリックコメント	パブコメの対象	市民		
	実施期間(日数)	令和5年12月1日 ～ 令和6年1月4日 (35日間)	意見の件数(人数)	1件
	意見の概要	本条例の内容に対する意見ではなく、条例制定後による自宅周辺の空家等の対応についての要望。		
	結果の活用	特になし。 今後も危険な空き家及びその原因については、条例に基づき注視する。		

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市マンション管理適正化推進計画		所管課	都市政策課	
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画		区分	新規	議決要否 不要
作業期間	令和5年度 ～	確定時期	令和6年1月	計画期間等	令和5年度 ～ 令和9年度(5年)
計画等の概要	市内のマンションの管理不全を未然に防ぎ、管理組合の自律的な運営による適正な管理を促進すること				
策定作業の流れ	P-2 → P-1 → P 策定・制定 意見交換会 パブコメ ※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。				
	① 令和5年9月19日～令和5年10月18日 計画に対するパブリックコメント ② 令和5年10月12日 計画に対する説明及び意見交換会 ③ 令和6年1月 三田市マンション管理適正化推進計画策定				
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続(予定を含む)	意見交換	パブコメ	

■計画等の策定に活用した手法

意見交換会	名称	三田市マンション管理適正化推進計画（案）の市民意見募集及び意見交換会		対象者	市民	
	実施期間(回数)	2023年10月12日 ～ 1回			参加者数	15名
	実施概要	市内の分譲マンションの管理不全を未然に防ぎ、管理組合の自律的な運営による適正な管理を促進するため、「マンション管理適正化推進計画」（案）を策定したことから、内容説明及び意見交換による今後の対応についての意見交換。				
	結果の活用	分譲マンションの実態把握のために、アンケート調査を検討				

パブリックコメント

パブコメの対象	市民		
実施期間(日数)	令和5年9月19日 ～ 令和5年10月18日 (30日間)	意見の件数(人数)	18件 (1名)
意見の概要	①三田市マンション管理適正化推進計画(案)を修正するもの 10件 ②三田市マンション管理適正化推進計画(案)は修正しないが、意見として参考とするもの 8件		
結果の活用	参考意見は、今後のアンケート等の調査を行う場合に参考とする。		

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市都市計画法施行条例			所管課	都市政策課		
種別	義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例			区分	改正	議決要否	必要
作業期間	令和4年度 ～ 令和5年度	確定時期	令和5年7月策定	計画期間等	令和5年7月 ～		
計画等の概要	当該条例は、市街化調整区域において地域活性化に資する土地利用について開発許可制度の弾力的運用を図るため、平成27年6月に公布、同年10月に施行されています。このたび、更なる開発許可制度の弾力的運用を図るため、市街化調整区域での住宅建設に関する新たな許可基準を策定。						
策定作業の流れ	→ P-2 → P-1 → P 策定・制定 附属機関 パブコメ 議決 ※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。						
	① 令和4年10月～令和5年3月 兵庫県開発審査会（全2回） ② 令和5年1月～令和5年2月 改定案に対するパブリックコメント ③ 令和5年3月 答申 ④ 令和5年7月 1日 三田市都市計画法施行条例改定						
市民意見を聴く手続数	1つ以上	採用する手続 (予定を含む)	附属機関	パブコメ			

■計画等の策定に活用した手法

附属機関	名称	兵庫県開発審査会							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	女性割合
		11	0	0	0	0.0%	0	0	-
審議の経過	①令和4年10月27日 事前協議 ②令和5年3月23日 諮問・答申								

パブリックコメント	パブコメの対象	三田市都市計画法施行条例に基づく市街化調整区域での新たな許可基準（素案）		
	実施期間(日数)	令和5年1月11日 ～ 令和5年2月9日（30日間）	意見の件数(人数)	12件（6人）
	意見の概要	新たな許可基準（素案）を修正するもの・・・1件 新たな許可基準（案）を修正しないが、 今後の取り組みの参考とするもの・・・11件		
	結果の活用	意見をもとに改定素案のうち、土地所有者からの申請により、今回の新たな許可基準（素案）に該当する土地かどうかを事前に判断し、確認する手続きを検討する。		

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	三田市地域公共交通計画			所管課	交通政策課		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画			区分	改正	議決要否	不要
作業期間	令和5年度	～	令和5年度	確定時期	令和6年3月策定	計画期間等	令和6年度～令和10年度（5年）
計画等の概要	第5次三田市総合計画等を上位計画とする地域公共交通のあり方を示すマスタープラン						
策定作業の流れ	→ P-2 → P-1 → P 策定・制定 ヒアリング 附属機関 パブコメ ※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。 ①令和5年5月～令和6年3月 三田市地域公共交通活性化協議会の開催（3回） ②令和5年8月～令和6年1月 三田市地域公共交通活性化協議会計画策定分科会の開催（4回） ③令和5年5月～令和6年1月 交通事業者・事業者ヒアリングの実施（9回） ④令和6年2月～3月 計画案に対するパブリックコメントの実施 ⑤令和6年3月末 三田市地域公共交通計画の策定						
市民意見を聴く手続数	2つ以上	採用する手続（予定を含む）	附属機関	パブコメ			

■計画等の策定に活用した手法

ヒ ア リ ン グ	名称	事業者ヒアリング	対象者	交通事業者・事業者	
	実施期間(回数)	令和5年5月19日 ～ 令和6年1月11日		参加者数	7事業者
	実施概要	市内における課題認識及び施策への反映するため、各事業者へのヒアリングを実施。			
	結果の活用	ヒアリング結果をもとに、地域公共交通計画策定分科会への基礎資料として活用した。			

附属機関	名称	三田市地域公共交通活性化協議会							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由
			名簿	公募	計	市民割合	男性	女性	女性割合
		18	0	3	3	16.7%	3	0	0.0%
審議の経過	①令和5年5月～令和6年3月 三田市地域公共交通活性化協議会の開催（3回） ②令和5年8月～令和6年1月 三田市地域公共交通活性化協議会計画策定分科会の開催（4回） ③令和6年3月末 三田市地域公共交通計画の策定								

パブリックコメント	パブコメの対象	三田市地域公共交通計画の原案		
	実施期間(日数)	令和6年2月5日 ～ 令和6年3月6日 (31日間)	意見の件数(人数)	62件(5人)
	意見の概要	計画(案)を修正するもの…22件 計画(案)を修正しないが施策推進上の参考とするもの…17件 計画(案)を修正しないがご意見として参考とするもの…23件		
	結果の活用	意見をもとに計画案について一部修正するとともに、三田市地域公共交通活性化協議会において計画の承認を得た。寄せられた意見と意見に対する市の考え方を市ホームページで公表した。		

(様式1) 令和5年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例

名称	第2次三田市水道ビジョン			所管課	上水道課		
種別	市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画			区分	改正	議決要否	不要
作業期間	令和4年度 ～ 令和5年度	確定時期	令和6年4月	計画期間等	令和6年度 ～ 令和15年度（10年）		
計画等の概要	三田市水道事業の将来像を示す三田市水道ビジョンと、中長期の経営計画の方針を示す三田市水道事業経営戦略の2つの計画を一本化し、第2次三田市水道ビジョンとして策定をするもの。						
策定作業の流れ	→ P-1 → P 策定・制定 意向調査 パブコメ 懇話会 ※策定された計画・条例等をPとし、それまでの案の変遷状況をP-1、P-2等と表示しています。						
	①令和4年11月～12月 ②令和4年11月～令和5年12月 ③令和5年2月～3月 ⑥令和6年4月 三田市水道アンケートの実施（三田市民対象） 三田市水道ビジョン懇話会の開催（全5回） ビジョン素案に対するパブリックコメント 第2次三田市水道ビジョンの策定						
市民意見を聴く手続数	2つ以上		採用する手続 (予定を含む)	意向調査	パブコメ		

■計画等の策定に活用した手法

意向調査	調査対象	三田市民			調査方法	インターネット調査
	対象者数	—	回答数(回答率)	753人	調査期間	令和4年11月27日 ～ 令和4年12月19日
	設問概要	①回答者の属性、②水の飲用状況、③水道水の使用状況、④災害への備え、⑤水道事業				
	結果概要	調査結果をとりまとめ、三田市水道ビジョンの策定に向けた基礎資料にするなどして活用した。 ※ロゴフォームにてアンケート実施。 広報手段：上下水道部広報誌「さんだの水道・下水道」、市ホームページ。				

三田市水道ビジョン懇話会	名称	三田市水道ビジョン懇話会							
	委員数	総数	市民委員						※市民委員3割未満の理由 委員構成の学識経験者の選定 及び市民委員の男女割合を検 討した結果、概ね3割となっ た。
			名簿	公募	計	市民 割合	男性	女性	
		7	2		2	28.6%	1	1	
	審議の経過	令和4年11月21日	第1回三田市水道ビジョン懇話会						
	令和5年2月6日	第2回三田市水道ビジョン懇話会							
	令和5年5月16日	第3回三田市水道ビジョン懇話会							
	令和5年11月22日	第4回三田市水道ビジョン懇話会							
	令和5年12月28日	第5回三田市水道ビジョン懇話会							

パブリックコメント	パブコメの対象	第2次三田市水道ビジョンの素案		
	実施期間(日数)	令和6年2月1日～3月1日	(30日間)	意見の件数(人数) 11件 (3人)
	意見の概要	・計画案を修正するもの…2件 ・提案として計画推進の参考とするもの…8件 ・その他の意見…1件		
	結果の活用	寄せられた意見と意見に対する市の考え方を整理し、第2次三田市水道ビジョンの内容への反映する。		
その他		本懇話会は令和5年度をもって終了。		

令和5年度市政参加市民名簿の活用実績

資料 4 - 3

○附属機関等

	事項	名簿抽出		任期等 開 始	募集 人数	決定 人数	備考
		人数	抽出日				
1	三田市スポーツ推進審議会	314	R5. 4. 3	R5. 7. 20	4	4	
2	三田市生涯学習審議会	314	R5. 4. 3	R5. 7. 2	2	2	
3	地域共創部指定候補者選定委員会	314	R5. 4. 3	R5. 6. 12	1	1	
4	三田市有料公園運営評価委員会	329	R5. 4. 28	R5. 8. 1	2	2	
5	三田市協働のまちづくり推進委員会	198	R5. 6. 30	R5. 10. 30	2	2	
6	三田市特別報酬等審議会	269	R5. 9. 14	R5. 11. 28	3	3	
7	三田市都市計画審議会	152	R5. 12. 8	R6. 4. 1	2	2	
8	三田市立図書館運営評価委員会	488	R6. 3. 19	R6. 4. 1	2	2	
9	三田市地域日本語教育推進懇話会	414	R6. 3. 28	R6. 7. 4	1	1	

合計 19

○その他

	事項	名簿抽出	
		人数	抽出日
1	地域医療市民会議	466	R5. 9. 8